

寄宿舎（寮）に係る保証の極度額について

1 極度額とは

民法は、保証人の保護のため、個人が保証人となる根保証契約（※）については、保証人が支払いの責任を負う金額の上限となる「極度額」を定めなければならないと規定しています。

学生の本学に対する債務が極度額を超えた場合（例えば、寮の施設を損壊して高額な損害賠償債務が発生した場合）であっても、保証人が支払い義務を負うのは極度額までであり、極度額を超えた金額については支払う必要はありません。

なお、極度額は、退寮するまで変更はありません。

（※）根保証契約とは、一定の範囲に属する不特定の債務を保証する保証契約をいい、寮費の支払い債務や施設の損壊した場合等に生じる損害賠償債務を保証するものも、根保証契約に含まれます。

2 極度額は以下のとおりとします。

学部学生、大学院学生

| | 極度額（単位：円） | | | |
|------|-----------|-----------|------------------|-----------------|
| | 学部学生 | 大学院学生 | | |
| | | 右記以外 | 特別免許プログラム 対象者 | 短期履修学生制度対 象者 |
| 築ヶ丘寮 | 1,986,000 | 1,191,600 | 1,588,800 | 794,400 |
| 春光寮 | 1,233,000 | 739,800 | 986,400 | 493,200 |